

産業廃棄物処分業許可証

住 所 群馬県太田市新田大町600番26

氏 名 群桐エコロ株式会社

代表取締役 山口博

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

群馬県知事 山本 一太

許可の年月日 令和 8年 3月13日

許可の有効期限 令和15年 3月12日

1 事業の範囲

(1) 事業の区分

中間処理（選別、焼却溶融）、中間処理（油水分離）、中間処理（切断）

(2) 産業廃棄物の種類

中間処理（選別、焼却溶融）

①燃え殻、②汚泥、③廃油、④廃酸、⑤廃アルカリ、⑥廃プラスチック類、⑦紙くず、⑧木くず、⑨繊維くず、⑩動植物性残さ、⑪ゴムくず、⑫金属くず、⑬ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、⑭銧さい、⑮ばいじん、⑯13号廃棄物
(以上16種類)

※選別は、③、④、⑤、⑥、⑧、⑪、⑫及び⑬に限る。また、③から⑤については、付着物に限る。

中間処理（油水分離）

①廃油（以上1種類）

中間処理（切断）

①廃油、②廃プラスチック類、③金属くず（以上3種類）

※①については、付着物に限る。

NO COPY

再複写禁止

2 事業の用に供するすべての施設

(1) ア 中間処理施設（選別、焼却溶融）の設置場所

群馬県太田市新田大町600番26及び600番27

イ 中間処理施設（選別、焼却溶融）の設置年月日

平成23年 2月 7日

中間処理施設（選別、焼却溶融）の許可年月日及び許可番号

平成21年12月17日 群馬県第342-0号

ウ 中間処理施設の最大処理能力

(7) 施設の種類 選別

産業廃棄物の種類及び能力

廃油
廃酸
廃アルカリ
廃プラスチック類
木くず
ゴムくず
金属くず
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず

(4) 施設の種類 焼却溶融

産業廃棄物の種類及び能力

燃え殻
汚泥 [46 t / 24 h]
廃油 [110 t / 24 h]
廃酸
廃アルカリ
廃プラスチック類 [53 t / 24 h]
紙くず
木くず
繊維くず
動植物性残さ
ゴムくず
金属くず
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず
鉄さい
ばいじん
13号廃棄物

※複数種類の産業廃棄物を同時に処理する場合、その混合処理能力は132 t / 24 hとする。

エ 中間処理施設で処理する産業廃棄物の保管場所

群馬県太田市新田大町600番26及び600番27

オ 中間処理施設で処理する産業廃棄物の保管能力

保管面積 770㎡ 保管容量 2,528㎡

(2) ア 中間処理施設(油水分離)の設置場所

群馬県太田市新田大町600番26及び600番27

イ 中間処理施設(油水分離)の設置年月日

平成23年 2月 7日

中間処理施設(油水分離)の許可年月日及び許可番号

平成22年 1月25日 群馬県第345-0号

ウ 中間処理施設の最大処理能力

(7) 施設の種類 油水分離

産業廃棄物の種類及び能力

廃油 [192 m³ / 24 h]

エ 中間処理施設で処理する産業廃棄物の保管場所

群馬県太田市新田大町600番26及び600番27

オ 中間処理施設で処理する産業廃棄物の保管能力

保管面積 209㎡ 保管容量 1,265 m³

NO COPY

再複写禁止

※中間処理施設（油水分離）で処理する特別管理産業廃棄物の保管場所と共用とする。

(3) ア 中間処理施設（切断）の設置場所

群馬県太田市新田大町600番26及び600番27

イ 中間処理施設（切断）の設置年月日

平成27年 2月25日

ウ 中間処理施設の最大処理能力

(7) 施設の種類 切断

産業廃棄物の種類及び能力

廃油

廃プラスチック類 [0.43 t/日]

金属くず [0.43 t/日]

エ 中間処理施設で処理する産業廃棄物の保管場所

群馬県太田市新田大町600番26及び600番27

オ 中間処理施設で処理する産業廃棄物の保管能力

保管面積 40㎡ 保管容量 40m³

※中間処理施設（選別、焼却熔融）で処理する産業廃棄物の保管場所と共用とする。

3 許可の条件

なし

NO COPY

再複写禁止

4 許可の更新、変更の状況

平成23年 3月28日 新規許可

平成27年 3月23日 変更許可

平成28年 3月28日 更新許可

平成30年 6月19日 更新許可

令和 7年 6月19日 更新許可

令和 8年 3月13日 更新許可

5 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無

有・ 無